

○国土交通省告示第百三三号

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第一号）の施行に伴い、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年二月十九日

国土交通大臣 中野 洋昌

屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件の一部を改正する告示

屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(略)	(略)	化学的酸 素要求量 (単位 一リット ルにつき ミリグラ ム)	(い)
(略)	(略)	浮遊物質 量(単位 一リッ トルにつ きミリグ ラム)	
(略)	(略)	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量(動植物油 含有量)	
(略)	(略)	水素イオ ン濃度(水素指数)	
(略)	(略)	大腸菌数 (単位 一ミリリ ットルに つきコロ ニー形成 単位)	
(略)	(略)	構造	(ろ)

第十二 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第
二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽
に関して、化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物
質含有量(動植物油脂類含有量)、水素イオン濃度(水素指数)又は
大腸菌数についての排水基準が次の表の(い)欄に掲げられるように定めら
れている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、同表(ろ)欄に掲
げる構造としたものとする。

改正前

(略)	(略)	化学的酸 素要求量 (単位 一リット ルにつき ミリグラ ム)	(い)
(略)	(略)	浮遊物質 量(単位 一リッ トルにつ きミリグ ラム)	
(略)	(略)	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量(動植物油 含有量)	
(略)	(略)	水素イオ ン濃度(水素指数)	
三〇〇〇 以下	三〇〇〇 以下	大腸菌群 数(単位 一立方 センチメ ートルに つき個)	
(略)	(略)	構造	(ろ)

第十二 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第
二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽
に関して、化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物
質含有量(動植物油脂類含有量)、水素イオン濃度(水素指数)又は
大腸菌数についての排水基準が次の表の(い)欄に掲げられるように定めら
れている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、同表(ろ)欄に
掲げる構造としたものとする。

(略)	(略)	(略)
以下 八〇〇	以下 八〇〇	以下 八〇〇
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
〇 以下 三〇〇	〇 以下 三〇〇	〇 以下 三〇〇
(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。